

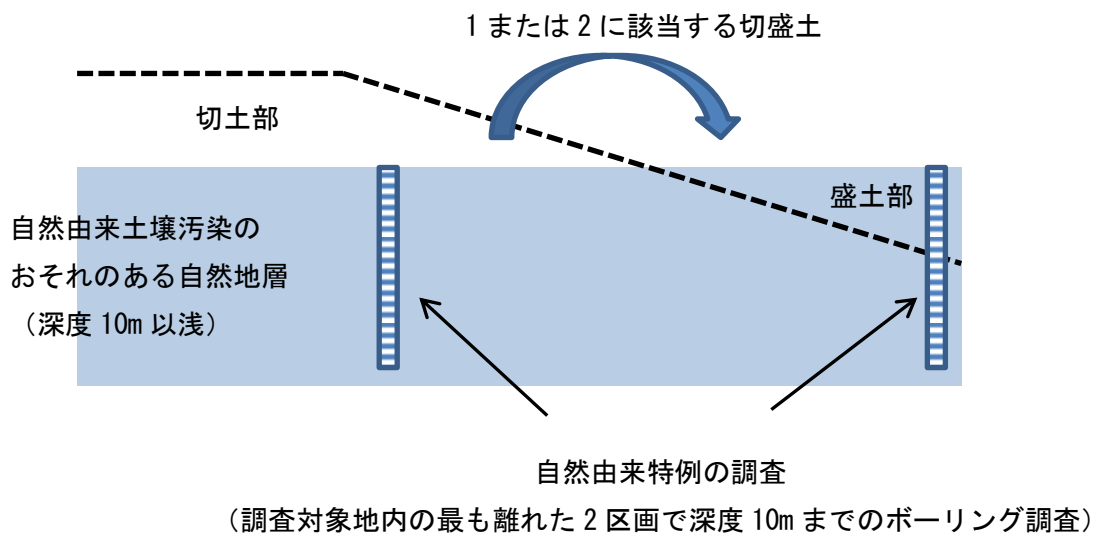
自然由来汚染土壌の取扱いについて  
(環境省通知・ガイドライン改正内容)

平成 24 年 8 月 13 日 環境省水・大気環境局土壌環境課長通知 (抜粋)

第 1

専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壌汚染が深さ 10m 以浅に分布している土地において、掘削された土壌が、盛土材料として利用されている土地であって、次に掲げるものについては、自然由来の汚染のおそれがある土地の特例の調査を行う

1. 平成 21 年度以前に完了した工事で当該土壌が盛土材料として利用された土地
2. 平成 22 年度以降に完了した工事で当該土壌が盛土材料として利用された場合であって、当該掘削と盛土が同一の事業で行われたもの又は当該掘削場所と盛土場所間の距離が 900m 以上離れていないものである土地

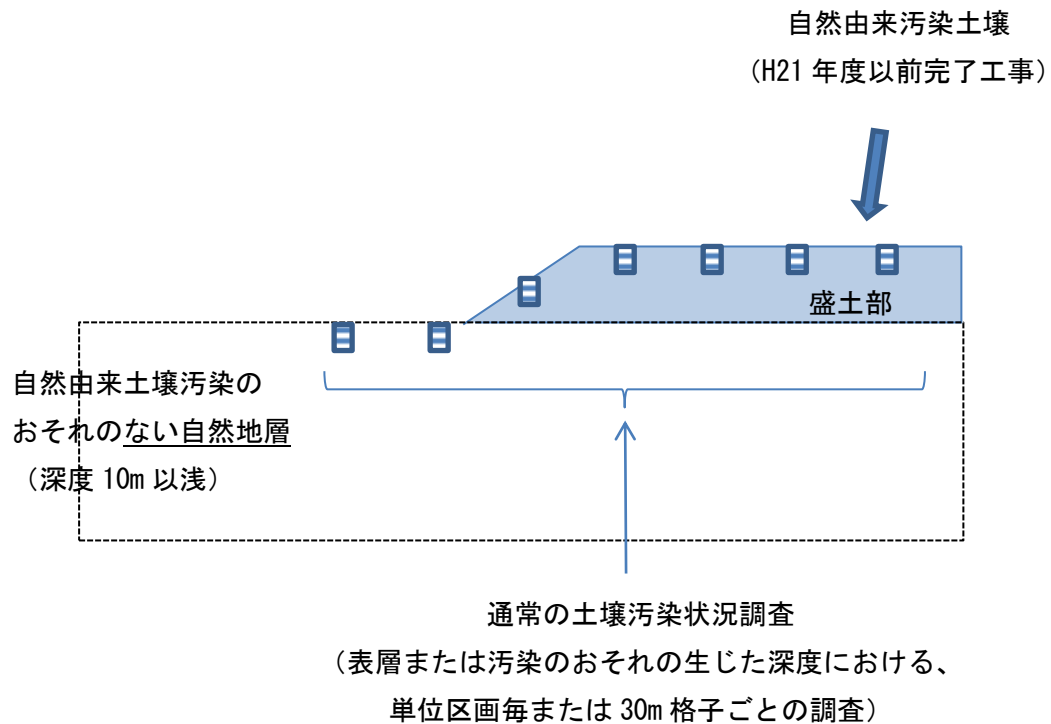


この調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合には、自然由来特例区域に指定。

## 第2

自然由来の汚染土壌が盛土材料として利用された土地について、次に掲げる場合においては、自然由来特例区域に該当する。

1. 第1の自然由来特例調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合
2. 専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の土壌汚染が深さ10m以浅に分布していない土地（いずれの深さにも分布していない範囲又は深さ10mより深部に分布している範囲）において、平成21年度以前に完了した工事で自然由来の汚染土壌が盛土材料として利用された場合であって、通常の土壌汚染状況調査を行った結果、汚染状態が専ら自然由来と認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合（下図参照）



この調査の結果、汚染状態が専ら自然に由来すると認められ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、第二溶出量基準に適合する場合には、自然由来特例区域に指定。